地方創生事業　生活支援商品券／子育て世帯支援商品券

生活支援商品券

生活支援給付金事業は、住民税非課税者へ対して、にかほ市共通商品券を支給し、市内の消費拡大と住民の生活の安定、および福祉の増進を図る事を目的として行う給付金事業です。

給付基準日　平成27年1月1日

給付対象者　給付基準日現在、にかほ市の住民基本台帳に記載され、引き続きにかほ市に居住されている方で、平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方および、生活保護世帯の方

※ただし、次の方は対象外となります。

○市民税（均等割）が課税されている方から扶養されている方

○平成12年4月2日以降生まれた方

※扶養されている方とは、税法上の控除対象配偶者（配偶者特別控除含む）、扶養親族、青色・白色事業専従者となります。また、16歳未満の年少者も扶養親族となります。

支給額　支給対象者1人につき、にかほ市共通商品券5、000円

申請手続き

対象となる可能性のある世帯へ7月下旬に税務課より非課税通知書が郵送されています。その送付物に「臨時福祉給付金」「生活支援給付金」の2種類のうち、対象となる申請書と返信用封筒を同封していますので、必要事項を記入し、押印のうえ、返信または受け付け窓口まで持参してください。（申請書をまとめて提出ください）

申請期間　平成27年8月3日(月)～12月28日(月)

※郵送の場合は、右記申請期間最終日の当日消印有効です。期間を過ぎると商品券の受け取りができなくなります。

受付窓口・引換窓口

仁賀保庁舎　福祉課

金浦庁舎　金浦市民SC（サービスセンター）

象潟庁舎　象潟市民SC

※窓口での申請受け付けは、平日のみ（8時30分～17時00分）となります。引き換えは8月17日(月)以降となります。

審査結果

審査の結果を文書でお知らせいたします。決定の場合は、引換券とアンケートを同封いたします。アンケートに記載し、上記窓口に提出後商品券と引き換えください。（免許証、保険証等身分証明証を持参ください。）

商品券引換期限　平成28年1月15日(金)

商品券使用期限　平成28年1月31日(日)（使用期限は、申請日に関わらず右記期日と定めていますので、早めの申請をお願いします）

問合先　福祉事務所　☎32・3034

子育て世帯支援商品券

市では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、市内の商店で利用できる商品券発行の事業を実施します。これは子育て世帯の経済的負担の軽減と市内商店での消費を促進し、地域の消費活動の活性化および福祉の増進を図るものです。

給付基準日　平成27年7月1日

給付対象者　給付基準日現在、対象児童と同居する保護者など

対象児童　本市の住民基本台帳に登録されており、平成12年4月2日から平成27年4月1日までの間に生まれた児童

商品券の額　対象児童1人当たり5、000円

申請書類　子育て世帯支援給付費申請書（市から郵送）

申請手続き　市が7月下旬に郵送する通知（申請書が同封）が届いた後、必要事項を記入し、押印のうえ、受け付け窓口まで持参

受付窓口

仁賀保庁舎　子育て長寿支援課

金浦庁舎　金浦市民SC

象潟庁舎　象潟市民SC

申請期間　平成27年8月3日(月)～12月28日(月)までの平日午前8時30分～午後5時

※申請期間を過ぎると申請ができなくなり、商品券の受け取りができません。

問合先…子育て長寿支援課子育て支援班　☎32・3040

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金は、平成26年4月から消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として昨年に引き続き行う給付金事業です。

支給基準日　平成27年1月1日

支給対象者　支給基準日現在、にかほ市の住民基本台帳に記載されている方で、平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、市民税が課税されている方から扶養されている方や生活保護世帯は対象外。

※扶養されている方とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者となります。また、16歳未満の年少者も扶養親族となります。

支給額　支給対象者1人につき6、000円

申請書類

・臨時福祉給付金申請書（市から郵送）

・振込先金融機関の通帳かキャッシュカードのコピー

申請手続き

対象となる可能性のある方へ「7月下旬に」税務課より非課税通知書を郵送済みです。

その通知に申請書等を同封していますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）で郵送もしくは受け付け窓口まで持参ください。

申請期間　平成27年8月3日(月)～平成27年12月28日(月)

※窓口での申請受け付けは、平日（8時30分～17時15分）のみとなります。郵便の場合は、受け付け期間最終日の当日消印有効です。申請期間を過ぎると申請ができなくなり、給付金の受け取りができません。

受付窓口　福祉事務所（仁賀保庁舎内）、金浦市民SC、象潟市民SC

審査結果

申請からおおむね1カ月以内に審査の結果を文書でお知らせします。

審査の結果、支給対象にならない場合もあります。

※支給決定がされる前にお亡くなりになられた方は支給の対象になりません。

給付方法

給付金は10月以降に申請者の口座に振り込みます。

口座をお持ちでない場合は最寄りの市役所窓口にて現金でお渡しします。

問合先　福祉事務所　☎32・3041